

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

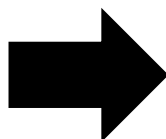
問い合わせ＝松阪市流水プール（☎0598-26-5796）

さんぎんアリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598-26-7155）

松阪市流水プール 施設使用料

改正前

使用料		
中学生以上	1回につき	430円
小学生以下	1回につき	270円



改正後

使用料		
中学生以上	1回につき	440円
小学生以下	1回につき	270円